鳥取県科学教育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4 条の規定に基づき、鳥取県科学教育振興事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童生徒が、科学のおもしろさや楽しさを身近に体験し実感できる場の創出を行う団体を 支援することにより、児童生徒の科学への興味や関心を引き出し、さらには想像力や発想力を醸成するなど、 次代を担う人材を育成することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額と同表第5欄に掲げる限度額とを比較して少ない方の額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(企画提案書の提出)

第4条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、子育て・人財局長が別に定める企画提案書作成要領に規定する必要書類を提出しなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 前条により提出した企画提案書が採択となった場合、子育て・人財局長が別に通知する日までに、本補助金の交付申請を行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して14日を経過する日までの間に 行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を 含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速 やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号及び様式第2号を添付するものとする。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。) は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令 第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)と する。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が 別に定める。

附則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

別表 (第3条関係)

1補助事業	2事業実施主体	3補助対象経費	4補助率	5補助限度額
小中学生を対象とした、科	科学のおもしろさを実感でき	報償費、旅費、材料費、	10/10	1,500千円
学のおもしろさや楽しさを	るイベントを企画・実施できる	1141 0000000000000000000000000000000000		
	専門性を有し、県内に事務所又	通信運搬費、使用料及び		
ベント(科学教室、演示実	は活動拠点を有する団体等	賃借料、役務費、損害保		
験、体験型出前授業等)の	(法人格の有無を問わない)	険料及び、その他知事が		
開催事業	以下の者は対象外とする	必要と認める経費		
※同一年度内に、東部・中	ア政治・宗教・特定の思想の			
部・西部全ての圏域でイ	普及に関わる者			
ベントを開催すること。	イ 暴力団又は暴力団員等の統			
	制下にある者			

職氏名様

生所 申請者 氏名 印

年度科学教育振興事業補助金交付申請書

科学教育振興事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

年度科学教育振興事業補助金 事業計画(報告)書

1 事業の内容

区分	開催(予定)日	内容	参加者(見込)人数
			人
東部地区			
			計人
			(実人数 人)
中部地区			
			計
			(実人数 人)
西部地区			
			計 人
			計 人 (実人数 人)
			人
		合 計	(実人数 人)

2 広報計画

広報手段	広報期間	具体的内容(配布、掲載先等)

- 3 事業実施体制 (職員、スタッフ等の役割分担等について記入してください(任意様式の追加可)。)
- 4 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日
- 5 他の補助金の活用の有無(有・無)
 - ※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
 - ※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管 している部署名や団体名及び連絡先)を下欄に記載してください。

_			

年度科学教育振興事業補助金 収支予算(決算)書

1 収入 (単位:円)

- , , .			\ , , I=	
区分	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
	(本年度決算額)	(前年度決算額)		
県補助金				
参加費等				
合 計				

2 支 出 (単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
	(本年度決算額)	(前年度決算額)		
A LETTINE	(TT) COCHEO	(13.1 / 20.05+40.0		
会場使用料				
道具購入料				
材料費				
消耗品費				
通信費				
WILL A				
合 計				

⁽注) 積算内訳の詳細は必要に応じ資料を添付すること。

様

職氏名 印

年度科学教育振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号(以下「申請書」という。)で、申請のあった科学教育振興事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、科学教育振興事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額

金

Щ

(2) 交付決定額

金

円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県科学教育振興事業補助金交付要綱(令和4年3月 日付第202100289963号鳥取県子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

職氏名様

生所 申請者 氏名 印

年度科学教育振興事業補助金変更(中止·廃止)承認申請書

年 月 日第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	
交付決定額	
変更(中止・廃止)後の額	
差引	
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	
添付書類	1 変更 (中止・廃止) 後の事業計画書 2 変更 (中止・廃止) 後の収支予算書(に準ずる書類)

年度科学教育振興事業補助金 変更事業計画書

【変更前事業計画書】

区分	開催(予定)日	内容 参加者(見込)人類)人数
					人
東部地区					
				計	人
				(実人数	人)
中部地区					
				計	人
				(実人数	人)
西部地区					
				計	人
				(実人数	人)
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人
			十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(実人数	人)

【変更後事業計画書】

区分	開催(予定)日	内容		参加者(見込)人数
					人
東部地区				計	人
				(実人数	入)
中部地区					
一个中心区区				計	人
				(実人数	人)
西部地区					
				計	人
				(実人数	人)
					人
		合	計	(実人数	人)

職氏名様

住所申請者 氏名印(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度科学教育振興事業補助金 実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	科学教育振興事業補助金				
交付決定	算定基準額	交付決定額			
実績					
差引					
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)				

職 氏名 様

> 住所 申請者 氏名 囙 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度科学教育振興事業補助金にかかる事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった科学教育振興事業補助金について、事業仕入控除 税額が確定しましたので、科学教育振興事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告し ます。

記

- 1 補助金の確定額 金 円 2 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額) 金 円 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円 4 補助金返還相当額(3から2を差し引いた額) 金 円
- (注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。